

熊本市総合計画策定に関する訓令

昭和 38 年 5 月 21 日

訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、熊本市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものとする。
- (2) 基本構想 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に規定する基本構想をいう。
- (3) 基本計画 本市市政の基本的な事項について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいう。
- (5) 各局等 局及び局に相当する組織をいう。

(作成会議の設置)

第 3 条 基本構想及び基本計画(次条において「基本構想等」という。)の原案の作成に関する事務を行わせるため、総合計画作成会議(以下「作成会議」という。)を設置する。

- 2 作成会議は、各局等の長によって構成する。
- 3 作成会議は、企画財政局長が招集し、その議長となる。

(検討会議の設置)

第 4 条 次に掲げる事務を行わせるため、作成会議に、総合計画検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

- (1) 基本構想等に含まれるべき事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査及び連絡調整に関すること。
- (2) 基本構想等に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) その他基本構想等に関し特に作成会議から指示された事項に関すること。

- 2 検討会議は、各局等の主管課長及び各局等の長が指名する職員によって構成する。
- 3 検討会議は、企画課長が招集し、その議長となる。

(資料の提出要求)

第 5 条 検討会議は、事務の執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。

(計画策定の原則)

第 6 条 総合計画は、本市発展のための基本的施策を積極的かつ重点的に推進することにより、計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちつつ総合的成果を発揚するように策定しなければならない。

(市民意見の反映等)

- 第 7 条 総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。
- 2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。

(基本構想及び基本計画の策定)

第 8 条 基本構想及び基本計画は、作成会議が作成した原案をもとに市長が案を作成し、議会の議決を経て定める。

(実施計画の策定)

- 第 9 条 実施計画は、基本計画に従い、各局等が作成した計画案に基づき企画財政局長が調整して原案を作成し、市長が決定する。
- 2 実施計画の期間は、市長が定める基準に従い設定する。
 - 3 実施計画は、1年を経過するごとに検討を加えるものとする。
 - 4 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する理由による場合のほか、これを変更することができない。
 - (1) 前項の検討に基づき変更するとき。
 - (2) 基本計画が変更されたとき。
 - (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
 - (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

(事務局)

第10条 総合計画に関する事務を処理するため、企画財政局企画広報部企画課に事務局をおく。

(参考資料の送付)

第11条 各課長(課に相当する組織の長を含む。)は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、企画課長に送付するものとする。

2 企画課長は、各部課(部又は課に相当する組織を含む。)の事務の参考となると考えられる資料を作成したときは、速やかに各部課長(部又は課に相当する組織の長を含む。)に送付するものとする。

附 則

この訓令は、昭和38年5月21日から施行する。

附 則(昭和46年9月4日訓令第8号)

この訓令は、昭和46年9月4日から施行する。

附 則(昭和46年11月20日訓令第14号)

この訓令は、昭和46年11月20日から施行する。

附 則(昭和50年5月27日訓令第3号)

この訓令は、昭和50年5月27日から施行する。

附 則(昭和58年4月4日訓令第2号)

この訓令は、昭和58年4月4日から施行する。

附 則(平成3年3月30日訓令第10号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日訓令第3号)抄

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日訓令第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 30 日訓令第 11 号)
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日訓令第 11 号)
この訓令は、令達の日から施行する。